

2.4. 飛行規制区域 [RESTRICTED AREA]

(Rvs.2018)



1. 西側（土手側）トラフィックパターン内に飛行規制区域 1（騒音・TV 電波障害規制）が設定され、このエリアでの滑空機・動力機（曳航機・MG）の飛行は終日禁止となっています。
R/W 15 離陸: 動力機は右旋回時、NTT 鉄塔南側を飛行し、その後北西へ向かう。
すべての航空機はワイドパターン内において 1000ft (300m) 以下の連続旋回は終日禁止。
 2. **R/W15** 南エンド南東の堤防外側付近に飛行規制区域 2（騒音規制）が設定され、このエリアでの動力機（曳航機・MG）の飛行は終日禁止となっています。
R/W 15 離陸: 動力機は左旋回時、渡良瀬川上空付近を飛行して三本橋方向へ向かい、その後北西へ向かう。（東武線鉄橋東詰の送電線に注意）
 3. 藤岡駅北西付近に飛行規制区域 3（騒音規制）が設定され、このエリアでの滑空機・動力機（曳航機・MG）の飛行は終日禁止となっております。
R/W15 離陸: 動力機は離陸後の右旋回時、NTT 鉄塔の南側を飛行するが、藤岡駅北西付近の工場よりも南側を飛行しないこと。
R/W33 着陸: 進入機は、NTT 鉄塔と藤岡駅北西付近の工場の間をベースレグとして飛行する。
 - 4. **R/W15 離陸:** 曳航機は離陸後、原則として右または左方向へ交互に出発する。（被曳航滑空機の重量、外気温度、風向風速等を勘案し、曳航機機長の判断で最適な出発方向を決めてよい）
 5. **R/W33** 北エンド西側堤防外側付近に飛行規制区域 4（騒音規制）が設定され、**R/W33** 発航時曳航機は極力西側堤防から離れ、渡良瀬川上空から対岸の東側堤防付近の曳航経路を飛行すること。（渡良瀬川北側の送電線に注意）
 6. 滑空場南東の藤岡町上空では **1000ft (300m)** 以下の連続旋回は禁止となっています。
- ▼ 飛行の安全に支障を来す場合は、上記規制の限りではありません。